

苧田町第4次行政改革大綱

平成25年3月

苧 田 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
I. 行政改革を進める基本的な考え方	2
1. 新たな改革の必要性について	2
II. 第4次行政改革の基本方針	4
1. 実施期間	4
2. 改革の柱・改革の視点	4
III. 第4次行政改革の目標指標	8
1. 目標指標の設定について	8
2. 個別指標について	9
第2章 実現に向けた方策	12
I. 実現に向けた方策	13
1. 行政運営の改革	13
2. 財政運営の改革	14
3. 組織・人材の改革	14
4. 町民協働の改革	15
II. 行政改革の推進体制	16
1. 行政改革の推進体制	16
2. 行政改革の進捗管理	16
3. 行政改革の推進体制(イメージ図)	17

第 1 章 基本的な考え方

I. 行政改革を進める基本的な考え方

1. 新たな改革の必要性について

本町では効率的な行政運営の構築と財政の健全化を図るため、「第1次行政改革（平成11年度から13年度）」、「第2次行政改革（平成15年度から17年度）」、「苅田町集中改革プラン（平成17年度から21年度）」により過去3回に及ぶ行政改革の取り組みを行い、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、市町村を取り巻く環境は、社会的・経済的に刻一刻と変化し、これらに対応する組織・財政基盤の構築が常に求められています。

地方分権の進展、少子高齢社会の到来により、地方公共団体がなすべき事務・事業は広範にわたり、また、道路や住環境、教育環境の整備など、地域の人々が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進や、福祉サービスの拡充など、高度化・多様化する住民ニーズに応えるためには、財政基盤の充実・強化、行政のスリム化・効率化が必要不可欠であると言えます。

平成21年度からは単年度収支の赤字が続き、町税の増加もリーマンショック以降の長引く景気低迷の影響から期待できない状況にあります。

そこで、平成25年度から平成27年度までの財政見通しを推計したところ、今後3年間で予算ベースにおける約18億円の歳入不足が生じると見込まれ、財政調整基金を充当する予算編成が続くことが推察されるという結果になりました。（別紙1）

総合計画に基づく施策を着実に実現していくためには、財政基盤の安定が重要なことは言うまでもなく、事務事業の見直し等による歳出の抑制、新たな財源等による歳入の確保を行い、収支均衡を基本とする健全な財政構造へ転換を図る必要があります。

このような状況において、住民サービスの維持・向上を図り、財政構造の健全化に向けた改革を確実なものとし、本町における将来の展望を確立するために、時代の変革に対応した新たな行政改革の指針となる「第4次行政改革大綱」をここに策定するものです。

財政見通し（一般会計予算ベース）

単位：百万円

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
一般財源	9,903	9,174	9,069	8,906
町税	7,462	7,358	7,293	7,200
譲与税	246	248	248	248
交付金等	494	477	477	477
地方交付税	1	1	1	1
財産収入	17	17	37	27
繰越金	1,180	820	760	700
諸収入＋寄付金	503	253	253	253
特定財源	3,145	3,121	3,241	3,241
分担金負担金	182	193	185	185
使用料手数料	147	151	151	151
国県支出金	2,059	2,147	2,100	2,100
繰入金	7	5	5	5
地方債	750	625	800	800
歳入計 ①	13,048	12,295	12,310	12,147
人件費	2,647	2,613	2,563	2,476
扶助費	2,317	2,363	2,229	2,274
公債費	1,308	1,378	1,373	1,320
物件費	2,892	2,895	2,908	2,720
維持補修費	53	60	55	55
補助費等	1,348	1,431	1,380	1,380
繰出金	1,077	845	700	700
積立金	12	13	12	12
投資、貸付金、予備費	109	66	120	120
投資的経費	1,606	1,291	1,600	1,600
歳出計 ②	13,438	12,955	12,940	12,657
差引 ①-②	△ 390	△ 660	△ 630	△ 510

上記25年度から27年度までの差引赤字額 累計 18億円

※地方財政制度などは現行制度を前提として、景気動向などを考慮せずに推計しています。

※差引不足額は財政調整基金で予算措置することになります。

Ⅱ. 第4次行政改革の基本方針

1. 実施期間

第4次行政改革の実施期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

2. 改革の柱・改革の視点

行政改革を着実に実施するための基本方針として『行政運営の改革』、『財政運営の改革』、『組織・人材の改革』、『町民協働の改革』の4つの改革の柱を定め、行政改革に取り組んでいきます。

また、時代の変化、住民ニーズに迅速・的確に対応可能な行政運営体制及び財政基盤を確立するため、それぞれの改革の柱に改革の視点を定め、行政改革を強力に推進します。

1. 行政運営の改革

地方分権の進展や住民ニーズの多様化により、行政に求められる役割は多岐にわたっていますが、行政が全ての公共サービスを提供することは非常に難しくなってきました。

そこで次の改革の視点に着目し、限られた人員と経費で最大限の効果を生む行政経営に努め行政の効率化を図ると同時に、行政の担うべき役割を重点化することにより、町民の目線に立った真に必要なサービスが充実したまちづくりを進めていきます。

(1) 行政運営の効率化

- ① 自立的な改革の仕組みができているか
 - ② ITをはじめあらゆる行政ツールを活用した事務の効率化を図っているか
 - ③ 事務プロセスの見直しによる業務の簡素化、合理化が出来ているか
- } 等

(2) 行政サービスの質の向上

- ① 窓口において顧客視点に立った改善を継続しているか
 - ② 町民意識を把握する仕組みづくりができているか
 - ③ 町民の満足度を把握しているか
- } 等

(3) 民間活力の活用

- ①アウトソーシングの諸手法（業務委託、指定管理者制度等）の活用により民間活力を導入しているか } 等

(4) 公共施設の見直し

- ①あるものを活用するという観点から公共施設の有効活用を図っているか
②必要性が希薄化している、全町的に配置が不均衡になっている等の施設の見直しを検討しているか
③施設運営において環境に配慮した省エネルギー化を推進しているか } 等

(5) 外郭団体等の見直し

- ①町の関与の妥当性、必要性を検証しているか } 等
②経営改善を推進しているか

2. 財政運営の改革

財政基盤の強化には、最小の経費で最大の効果を挙げるのが基本原則であり、職員の意識、行動など、目に見えない環境を変えること、そして町民と共に取り組むことが重要です。

そこで、次の改革の視点に着目し、職員一人ひとりがコスト意識・経営意識を持って目の前の課題に取り組み、真に必要な施策を選択し、限りある財源をそれに集中していくことで、将来にわたり豊かさを享受できるまちづくりを進めていきます。

(1) 健全な財政運営

- ①財政状況に対する情報公開に努めているか
②予算編成に関する新たな手法を検討しているか
③町債の適正管理など健全な財政運営が図られているか } 等

(2) 歳入の確保

- ①町税等の収納率の向上に向けて取り組んでいるか
②新たな自主財源の確保に向けて工夫しているか
③国、県補助金について把握し、活用しているか
④受益者負担の適正化の観点からの町民負担の見直しを行っているか } 等

(3) 歳出の適正化

- ①事務執行に係る経費など内部管理経費等の削減を図っているか
- ②町単独事業についてゼロベースからの見直しを行っているか
- ③投資事業の事業評価と経費縮減を図っているか
- ③公益性、妥当性を勘案した補助金等の見直しを行っているか

等

(4) 公営企業等の健全経営

- ①各公営企業の経営健全化に努めているか
- ②各特別会計の経営健全化に努めているか

等

3. 組織・人材の改革

行政事務の高度化、多様化、地方分権の進展に伴い急激に増加する行政事務に対して、的確に対応していくためには、組織体制・人事管理・定員管理の適正な運用が重要になってきます。

そこで、次の改革の視点に着目し、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる人材の育成に努め、また、組織体制・人員管理についても、社会情勢を見極めながら弾力的かつ効果的な体制を常に検討し、実情に即応した体制の整備を進めていきます。

(1) 組織機構・人事管理の適正化

- ①重点課題に対し担当部局が責任と権限を持って取り組める組織となっているか
- ②対応すべき行政需要に応じた定員管理の適正化は図れているか
- ③能力、業績を反映した人事管理体制は構築されているか

等

(2) 給与制度等の適正化

- ①町民に理解される給与制度となっているか
- ②職員の適正配置と事務の効率化による時間外勤務の縮減が図られているか

等

(3) 人材の育成

- ①全組織、全職員の問題意識が共有されているか
- ②公務員としての責任、自覚が職員個々に浸透しているか
- ③社会潮流の変化や住民ニーズに対応できる意識改革と人材育成ができていくか

等

4. 町民協働の改革

地方分権の進展に伴い、今後、更に国・県から権限と責任が与えられることが予想されます。また、町の諸課題に自主的かつ総合的に取組み、町民の負託に応えることが要求されてきます。

そこで、次の改革の視点に着目し、時代の変化に合わせて役場と町民との関係についても見直しながら、町民、地域、NPO等の各種団体との協働による地域連携の強化を図ります。

また、町民への積極的な情報の提供に努め、情報の共有と双方のやり取りの中で、町と町民が連携し、相互に協調し合う協働のまちづくりを進めます。

(1) 町と町民の協働推進

- ①交流、連携の促進等によって町民活動を支援しているか
- ②「公共」の分野への町民参画を促進しているか
- ③地域における人材の育成を行っているか
- ④高齢者の社会参画を促す仕組みづくりができていますか

} 等

(2) アカウンタビリティの確立

- ①迅速で分かりやすい情報公開により町民への説明責任を果たしているか
- ②町政に関する情報を町民と共有できているか
- ③業務プロセスやリスクの見える化により、コンプライアンス違反等のチェック体制ができていますか

} 等

Ⅲ. 第4次行政改革の目標指標

1. 目標指標の設定について

行政改革の目的の達成度合いを測るため、次の目標指標を設定します。

指標 1

★改革の効果額(累計額) 18億円を目指します。

行政改革は町民福祉の増進を図るとともに、「最小の経費で最大の効果を挙げるため」に取り組むものであり、改革により生み出された経費は、町民福祉の増進のために新たな施策に充当されるものです。今回の行政改革においては、平成27年度までの間に取り組む改革の効果額(累計額)として18億円を目指し、より一層、積極的かつ大胆な改革推進に取り組めます。

指標 2

★計画期間内に約19人(約6%)の職員数の削減を目指します。

本町においては、これまでも定員適正化計画に基づき、定員の管理に努めてきたところですが、今後も組織機構の見直し、事務・事業の整理合理化、民間活力の活用など、行政改革の取り組みを推進しながら、より一層の効率的な人員配置体制の確立に努め、計画期間内に平成24年4月1日時点の職員数312人の約6%に当たる概ね19人の職員数の削減に取り組めます。

指標 3

★財政健全化指標の適正水準を維持します。

平成19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標(健全化判断比率等)である実質公債費負担比率や将来負担比率は減少するように歳入の確保と地方債発行額の減少に取り組む健全財政を維持します。

2. 個別指標について

3つの指標のうち、具体的な数値が挙げられる項目は次のとおりです。

●指標1の内訳

歳出削減項目

単位：百万円

項目	年度	25年度	26年度	27年度	効果額累計
人件費	25年度目標額	215	59	59	333
	26年度目標額	-	59	59	118
	27年度目標額	-	-	59	59
	計	215	118	177	510
物件費	25年度目標額	50	50	50	150
	26年度目標額	-	250	250	500
	27年度目標額	-	-	100	100
	計	50	300	400	750
補助費	25年度目標額	5	5	5	15
	26年度目標額	-	20	20	40
	27年度目標額	-	-	10	10
	計	5	25	35	65
繰出金	25年度目標額	10	10	10	30
	26年度目標額	-	50	50	100
	27年度目標額	-	-	50	50
	計	10	60	110	180

歳出効果目標額累計

1,505

歳入増加目標項目

単位：百万円

項目	年度	25年度	26年度	27年度	効果額累計
財産収入	25年度目標額	20	-	-	20
	26年度目標額	-	100	-	100
	27年度目標額	-	-	10	10
	計	20	100	10	130
分担金・負担金	25年度目標額	-	-	-	-
	26年度目標額	-	2	2	4
	27年度目標額	-	-	1	1
	計	-	2	3	5
手数料・使用料	25年度目標額	-	-	-	-
	26年度目標額	-	3	3	6
	27年度目標額	-	-	4	4
	計	-	3	7	10
滞納対策	25年度目標額	4	4	4	12
	26年度目標額	-	5	5	10
	27年度目標額	-	-	3	3
	計	4	9	12	25
税源の涵養等	25年度目標額	-	-	-	-
	26年度目標額	-	50	50	100
	27年度目標額	-	-	30	30
	計	-	50	80	130

歳入増加目標額累計

300

●指標 2 の内訳

年 度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
職員数 (4/1現在)	312	307	302	297	293
削減数		△5	△5	△5	△4

●指標 3 の内訳

以下の財政健全化指標の適正水準を維持します。

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

・連結実質赤字比率

公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

・実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率※		—	—	9.8	106.3
判断基準	早期健全化基準 (荻田町)	11.25 ～ 15.00 (13.72以上)	16.25 ～ 20.00 (18.72以上)	25.0以上 (25.0以上)	350.0以上 (350.0以上)
	財政再生基準	20.00以上	40.00以上	35.0以上	

※ 本町における平成23年度決算に基づく健全化判断比率の数字で表示しています。

※ 本町では、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示しています。

・資金不足比率

一般会計等の実質赤字に相当する資金不足額の、営業収益等に相当する事業の規模に対する比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00以上
下水道事業会計	—	
荻田臨空産業団地 開発事業特別会計	—	

※ 本町では、資金不足額がないため、「—」で表示しています。

第2章 実現に向けた方策

I. 実現に向けた方策

1. 行政運営の改革

主な取組み項目

- (1) 行政運営の効率化
 - ① 行政経営システムによるPDCAサイクルに基づき、経済性・効率性・有効性の評価を行い事務事業の再編・整理、廃止・統合等により、効率的・効果的な行政運営を行います。
 - ② 広域的な行政課題に取り組むため、近隣自治体との連携により広域行政を推進します。
 - ③ ICTのより一層の活用により電子自治体への取り組みを進め、町民・職員の利便性の向上を図るとともに、業務の合理化・効率化を高めます。
- (2) 行政サービスの質向上
 - ① 多様化する住民ニーズの把握に努め、各種の事務事業や施設の見直しを通じて、町民の目線に立った真に必要なサービスの提供に努めます。
 - ② 町民アンケートなどを積極的に実施・活用することにより住民ニーズの把握に努めます。
 - ③ 接遇・説明能力などコミュニケーション能力の向上により、町民が納得する質の高い行政サービスの提供に努めます。
- (3) 民間活力の活用
 - ① 民間の専門性・効率性など民間活力により町民サービスの向上等がなされる様々な分野で業務の委託化を進め、事務事業の効率化・合理化を図り、公共部門の縮小化に努めます。
- (4) 公共施設の見直し
 - ① 公共施設の既存のあり方について、見直しを図ります。
 - ② 公共施設の管理運営について指定管理者制度の活用、業務の委託化等により、合理化・効率化を図ります。
 - ③ 公共施設の維持管理計画の策定・見直しにより、施設の適正管理に努めます。
- (5) 外郭団体等の見直し
 - ① 各種団体等について、その公益性・必要性など多様な観点から見直しを行い、整理・合理化を図ります。
 - ② 外郭団体等について、公的支援等のあり方や、組織機構のスリム化等、抜本的な見直しを図ります。

2.財政運営の改革

主な取組み項目

- (1) 健全な財政運営
 - ① 行政経営システムによるPDCAサイクルに基づき、経済性・効率性・有効性の評価を行い、効率的・効果的な財政運営を行います。
 - ② 財政健全化指標の適正な管理に努めます。
- (2) 歳入の確保
 - ① 遊休資産について、売却・転用などにより有効活用を図ります。
 - ② 企業誘致・定住化など税源を涵養し、自主財源の充実・確保に努めます。
 - ③ 財源の確保、負担の公平化等の観点から、町税等について、滞納処分の強化等により、収納率の向上を図ります。
 - ④ 受益者負担の適正化等の観点から、使用料・手数料の見直しを行います。
 - ⑤ 広告料収入等、新たな財源の確保を図ります。
- (3) 歳出の適正化
 - ① 経常経費・投資的経常経費について精査を行い、事務事業の再編・整理、廃止・統合等により経費の縮減に努め、歳出の抑制を図ります。
 - ② 各種団体補助金等について、公益性・必要性など多様な観点から見直しを行い、整理合理化を図ります。
- (4) 公営企業等の健全経営
 - ① 企業経営の観点から、水道事業会計、公共下水道事業会計など企業会計の健全化に努めます。
 - ② 一般会計の負担を軽減する観点から、国民健康保険特別会計など特別会計の健全化に努めます。

3.組織・人材の改革

主な取組み項目

- (1) 組織機構・人事管理の適正化
 - ① 部制を廃止するとともに、スピーディーかつ効率的な行政運営体制を目指し、町民の満足度を高める、簡素で効率的な組織機構への見直しを行います。
 - ② 定員適正化を図り、少数精鋭の組織づくりを行います。
 - ③ 再任用職員制度の見直しを図ります。
 - ④ 臨時職員・嘱託職員の配置の適正化に努めます。
 - ⑤ 迅速かつ能率的な事務処理の確保を図るため、事務処理権限の見直しを行います。

- (2) 給与制度等の適正化
 - ① 給与・手当等の適正化により、人件費の抑制を図ります。
 - ② 各種委員会等の報酬の見直しを行います。
- (3) 人材の育成
 - ① 研修内容の充実や他団体との人事交流により、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる人材の育成に努めます。
 - ② 職員が仕事に専念できる職場環境の整備に努めます。

4.町民協働の改革

主な取り組み項目

- (1) 町と町民の協働推進
 - ① パブリックコメント等、町民からの意見・声を施策に反映できる体制づくりに努めます。
 - ② 町民・地域・NPO・企業など多様な団体と連携・協働することにより、地域の課題やニーズに対応します。
 - ③ 地域の課題やニーズを地域が自主的に対応できる組織づくりを支援します。
- (2) アカウンタビリティの確立
 - ① 広報紙・ホームページなどの一層の活用により、わかりやすく親しみやすい情報提供に努めます。
 - ② 行政の透明性の向上を図るため、情報公開制度等の見直しを検討します。

なお、上記の項目に加え、行政改革の推進に必要な見直しについては、
不断の取り組みを行います。

Ⅱ. 行政改革の推進体制

1. 行政改革の推進体制

町長を本部長とする「荇田町行政改革推進本部」を中心として、全庁を挙げて行政改革を推進します。

また、改革の柱に沿った「ワーキングチーム」を設置し、行政改革に伴う調査・研究、実施項目の検討、進捗管理を行い、行政改革の推進を図っていきます。

2. 行政改革の進捗管理

行政改革の着実な推進と適切な進捗管理を行うため、荇田町行政改革推進本部において、毎年度ごとに進捗状況を評価し、結果に基づき次年度以降の推進内容等を見直し、継続的かつ積極的な取り組みを推進します。

なお、行政改革の毎年度ごとの進捗状況については、議会報告やHP等を通じて町民の皆さまに公表していく予定です。

3. 行政改革の推進体制（イメージ図）

